

可児市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

可児市議会政務活動費の交付に関する条例（平成24年可児市条例第41号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表第1（第6条関係）		別表第1（第6条関係）	
項目	内容	項目	内容
(略)		(略)	
事務所費	(略)	事務所費	(略)
		要請・陳情活動費	会派等が行う要請及び陳情活動に要する経費

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の可児市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、施行の日以後に行う要請及び陳情活動に係る経費について適用し、同日前に行う要請及び陳情活動に係る経費については、なお従前の例による。